に、「1.884」を「1.879」に、「87.73」を「81.65」に改め、同号2中「平成二十年二月二十一日付け統発第〇二二一〇〇二～〇〇三号」を「平成二十一年二月十三日付け統発第〇二一三〇〇一～〇〇二号」に、「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同号7中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同号8中「平成十九年」を「平成二十年」に改め、「旧法施設支援費利用者（通所）」の「総計」の合計数」の下に「並びに「障害福祉サービス種類別の利用状況」の「共同生活介護」の「総計」の合計数及び「共同生活援助」の「総計」の合計数」を加える。

第九条第一項の表都道府県の項第六号1を次のように改める。

六　衛生費	人口	1　密度補正Ⅱに用いる密度は、都道府県立病院病床数に五二・五七を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院密度」という。）、都道府県立大学附属病院病床数及び都道府県立リハビリ病院病床数の合計数に三六・八〇を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立大学附属病院等密度」という。）、都道府県立病院事業債元利償還金のうち平成十三年度以前に発行を許可された都道府県立病院事業債及び平成十四年度に発行を許可された都道府県立病院事業債のうち平成十三年度以前に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十三年度以前からの継続事業」という。）に係るものの元利償還金にあつては〇・〇五三を、平成十四年度に発行を許可された都道府県立病院事業債のうち平成十三年度以前からの継続事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては〇・〇四〇をそれぞれ乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院事業債元利償還金密度」という。）、平成十五年度に発行を許可された都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二九二を、平成十四年度に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十四年度からの継続事業」という。）に係るものの額に〇・〇〇二二一を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇二二一を、平成十六年度に発行を許可された都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一六八を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一二四を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一二四を、平成十七年度に発行を許可された都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一七七を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一三三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一三三を、平成十八年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一〇六を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇八〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八〇を、平成十九年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一〇六を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇八〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八〇を、平成二十年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一〇六を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇八〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八〇を、平成十六年度に発行を許可された都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一三四五を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇一〇〇九を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇一〇〇九を、平成十七年度に発行を許可された都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一三六三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇一〇二七を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇一〇二七を、平成十八年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一三六三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇一〇二七を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇一〇二七を、平成十九年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一三五四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇一〇一八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇一〇一八を、平成二十年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇三五を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇二七を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇二七をそれぞれ乗じて得た額の合算額を当該都道府県の人口で除して得た額（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院事業債同意等額密度」という。）、都道府県立大学附属病院事業債元利償還金に〇・〇三五を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立大学附属病院事業債元利償還金密度」という。）、平成十五年度に発行を許可された都道府県立大学附属病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一九五を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一五〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一五〇を、平成十六年度に発行を許可された都道府県立大学附属病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一五を、平